

記載例 ⑥

就職等により特別徴収（給与天引き）を開始する場合

本市から送付された特別徴収税額の決定・変更通知書に記載してある指定番号を記入してください。  
 ※初めて本市で特別徴収を行う事業所は、記入不要です。（指定番号は、特別徴収税額の決定・変更通知書でお知らせします。）

特別徴収へ変更する普通徴収の開始の期別を記入してください。（本人が未納付かつ納期限が未到来のもの）

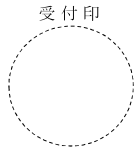
○毎月1日から10日までに届出が鹿児島市役所市民税課に到着した場合  
 …特別徴収開始月は、**到着した月の翌月**  
 ○毎月11日から月末までに届出が鹿児島市役所市民税課に到着した場合  
 …特別徴収開始月は、**到着した月の翌々月**になります。  
 （参考）令和8年度特別徴収開始月

届出書 受付日	税額通知書 発送予定日	徴収 開始月	届出書 受付日	税額通知書 発送予定日	徴収 開始月
5/11まで	5/22	6月	10/13まで	10/22	11月
6/10まで	6/22	7月	11/10まで	11/19	12月
7/10まで	7/22	8月	12/10まで	12/21	1月
8/10まで	8/20	9月	1/12まで	1/21	2月
9/10まで	9/18	10月	2/1まで	2/22	3月

※税額通知書発送予定日の最新の情報は本市HPでご確認ください。

給与支払報告書をeLTAXで提出し、税額通知書（納税義務者用）の受取方法で「電子データをeLTAXで受け取る」を選択している場合は、必ず記入してください。

・特別徴収へ変更する納税義務者の申請年度の普通徴収の通知書に記載してある**整理番号**を記入してください。（通知書番号とお間違えのないようご注意ください。）  
 ・整理番号が不明の場合は「フリガナ」「氏名」「生年月日」「住所」を必ず記入してください。



普通徴収から特別徴収への変更届出書

(あて先) 鹿児島市長

令和8年6月24日 提出

給 与 支 払 義 務 者	所在地	〒890-0024 鹿児島市明和〇丁目△△番〇号		特別徴収義務者指定番号 9 7 1 0 0 0 0 0 0 1												
	フリガナ	〇 〇 カザシキガイシャ		担当者 連絡先	部署名	総務課										
	名称 又は 代表者名	〇 〇 株式会社			氏名	甲野一郎										
	法人番号 ※個人事業主は記載不要	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		電話番号	(099) 200-0000											
給 与 所 得 者	フリガナ	ガ ヲツ		普通徴収 変更期別	期別の□にレを記入してください。 〔 <input type="checkbox"/> 1・ <input type="checkbox"/> 2・ <input type="checkbox"/> 3・ <input type="checkbox"/> 4〕期 以降を変更希望											
	氏名	(氏) 五月	(名) 次郎	○毎月1日から10日までに届出が鹿児島市役所市民税課に到着した場合 …特別徴収開始月は、 <b>到着した月の翌月</b> ○毎月11日から月末までに届出が鹿児島市役所市民税課に到着した場合 …特別徴収開始月は、 <b>到着した月の翌々月</b> ※特別徴収開始月は、原則として上記のとおりです。特に開始月の希望がある場合や、税額通知書が間に合わない開始月を希望し、月割額の電話連絡を希望する場合のみ、下欄に記入してください。												
	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 □にレを記入してください。	63 年 12 月 5 日	開始希望月	月分 (翌月10日 納期限分)		月割額の 電話連絡		月 日 までに 電話連絡希望							
	1月1日現在の住所 (課税地住所)	鹿児島市 宇宿〇 町 丁目 △△ 番(地) □□ 号		整理番号 ↑ 普通徴収の通知書に記載 ※右詰めで記入してください。												
	整理番号	1 2 3 4 5 6 7 8		受給者番号 5 4 3 2 1 ※税額通知書(納税義務者用)の受取方法で、電子データを選択している場合は必ず記入してください。 ※税額通知書に事業所独自の受給者番号を記載する必要がある場合は記入してください。												

【注意事項】  
 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものや、過年度の税額分は特別徴収への変更ができません。本人が納めるよう必ずお伝え下さい。  
 普通徴収の納期限・変更期別による届出書の提出期限  
 1期…6月30日 2期…8月31日 3期…10月31日 4期…1月31日  
 ※各納期限が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日となります。 ※口座振替の方は、各納期限の2週間ほど前までに提出してください。

2. 65歳以上の方の公的年金等の所得に係る税額分は、給与からの特別徴収に変更できません。